

## 主 文

本件上告を棄却する。

## 理 由

弁護人渡辺良夫の上告趣意第一点は、原審で主張判断を経ない事項に関し、当審においてあらたに違憲、違法をいうものであつて、不適法であり（昭和三七年法律第五〇号〔入場税法の一部改正法律〕附則四項にいう罰則のうちには、右法律による改正前の入場税法〔昭和二九年法律第九六号〕第二九条の規定も含まれると解するのを相当とする。）、同第二点は事実誤認、同第三点は単なる法令違反、同第四点は量刑不当の主張であつて、いずれも刑訴四〇五条の上告理由に当らない。

よつて、同四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和三九年一二月一七日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	松	田	二	郎
裁判官	入	江	俊	郎
裁判官	長	部	謹	吾
裁判官	岩	田		誠